



平成24年12月初版作成
平成25年1月第2版作成

障害児入所施設等及び通所支援 の人員、設備及び運営に関する 基準等に係る条例制定について

(平成25年4月1日施行)



岡山市 保健福祉局 事業者指導課

(岡山市参考資料編)

《 条例制定の概要 》

この資料は、本市独自基準の内容の概要をまとめています。なお、現時点では、条例施行規則は「案」であり、解釈通知は「素案」であり、内容が変わることがあります。詳しくは、平成25年2月に実施する平成24年度集団指導で説明します。

なお、文中の「法」は、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」のことです。

○独自基準について

障害児が健やかに成長できるよう、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 サービスの質向上のため



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigousyaside/jigousyaside_00003.html

《 目 次 》

(一般原則)	《頁》
1 暴力団員の排除	・・・ 1
(人員基準)	
2 管理者の資格要件を設定	・・・ 3
3 小規模施設での栄養士の配置基準を明確に	・・・ 6
4 機能訓練担当職員の資格要件を明確に	・・・ 7
5 訪問支援員の資格要件を明確に	・・・ 8
(運営基準)	
6 多様な手法を用いた評価	・・・ 9
7 運営規程の整備	・・・ 11
8 研修の機会確保	・・・ 12
9 非常災害対策の充実	・・・ 13
10 協力医療機関	・・・ 17
11 事故発生時の適切かつ迅速な対応	・・・ 18
12 記録の保存書類の明確化、保存期間の延長	・・・ 19
(届出事項)	
13 運営規程の変更の届出	・・・ 21
14 暴力団員でない旨の届出	・・・ 21

1 暴力団員の排除

○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害児入所施設

○条例の考え方

障害福祉サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【指定通所支援の例】

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。

3 （略）

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

5 （略）

6 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

《解釈通知の素案》

(1) 申請者の要件（通所条例第3条第1項）

指定障害児通所支援事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、病院又は診療所により行われる医療型児童発達支援に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(2) 暴力団員の排除（通所条例第3条第2項）

障害福祉事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するとのないよう、指定障害児通所支援事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定障害児通所支援事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。



(岡山市参考資料編)

2 管理者の資格要件を設定

○基準条例

現行の従うべき基準の内容については、国の基準どおりとし、管理者の資格要件を追加します。また、同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

○対象サービス（施設）

児童発達支援、児童発達支援センター（医療型を除く。）

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

福祉型障害児入所施設

○条例の考え方

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う等重要な責務を担う者ですが、国の基準にはその資格要件について規定されていないため、管理者の資格要件を追加します。なお、その資格要件については、障害者支援施設の国の最低基準に規定する施設長の基準に合わせます。

○経過措置

平成25年4月1日に当該事業所等の管理者である者については、2年間の経過措置があります。ただし、平成25年4月2日以降に当該事業所等の管理者となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

【指定児童発達支援の例】

（管理者）

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

【規則の案】

(管理者)

第3条 条例第7条第2項（第58条、第73条及び第80条において準用する場合を含む。）及び第83条第2項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかの事業若しくは施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の事業
- (2) 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項に規定する特別支援学級
- (4) 次に掲げる行政機関の事業
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所
 - ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第1条に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (6) その他市長が特に認める事業又は施設

《まとめ》

管理者に必要な要件は、以下のいずれかに該当することです。

- 1 社会福祉主任用資格を有する者
- 2 社会福祉事業に2年以上従事した者
- 3 その他規則で定める者
 - (1) 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
 - ① 病院又は診療所
 - ② 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
 - ③ 特別支援学校又は特別支援学級

- ④ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健所
 - ⑤ 独立行政法人 国立重度知的障害者総合支援施設 のぞみの園
 - ⑥ その他市長が特に認める事業又は施設
※上記と同等以上と認められる事業又は施設
- (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者

3 小規模施設での栄養士の配置基準を明確に

○基準条例

40人以下の障害児を入所させる福祉型障害児入所施設について、栄養士を置かないことができる基準を明確にします。

○対象サービス（施設）

福祉型障害児入所施設（40人以下の障害児を入所させる福祉型障害児入所施設に限る。）

○条例の考え方

発育途上の児童にとって、年齢に応じた栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することは重要であると考えられることから、栄養士の配置を原則とし、栄養士を置かないことができる基準を明確にします。これにより、栄養士の配置のない場合であっても、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより、児童の栄養管理が適切に行われることが期待されます。

【指定福祉型障害児入所施設の例】

（従業者の員数）

第4条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該指定福祉型障害児入所施設の効果的な運営が期待することができるとともに、児童の栄養管理に支障がないときは、第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設最低基準条例第69条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 (略)

3 第1項各号（第1号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

《解釈通知の素案》

(4) 栄養士（入所条例第4条第1項）

条例第4条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定福祉型障害児入所施設の効果的な運営が期待することができるとともに、児童の栄養管理に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であることをいう。

4 機能訓練担当職員の資格要件を明確に

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている機能訓練担当職員の資格要件について、規則において明確にします。

○対象サービス（施設）

児童発達支援、児童発達支援センター、医療型児童発達支援、放課後等ディサービス

【指定児童発達支援の例】

（従業者の員数）

第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

【規則の案】

（機能訓練担当職員）

第2条 条例第5条第2項、第6条第2項、第62条第2項及び第72条第2項に規定する機能訓練担当職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等であって、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う能力を有するものとする。

※規則の案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。

国の解釈通知をそのまま適用します。

5 訪問支援員の資格要件を明確に

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている訪問支援員の資格要件について、規則において明確にします。

○対象サービス（施設）

保育所等訪問支援

【指定保育所等訪問支援の例】

（従業者の員数）

第82条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員（規則で定める要件を満たす者とする。） 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
(2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

【規則の案】

（訪問支援員）

第4条 条例第82条第1項第1号に規定する訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理指導担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。

《解釈通知の素案》

（5）訪問支援員（通所条例第82条第1項第1号）

指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理指導担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。

※規則の案及び解釈通知の素案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。

6 多様な手法を用いた評価

○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。さらに、福祉型障害児入所施設については、外部の者による評価及びそれらの結果の公表を努力義務とします。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害児入所施設

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。さらに、福祉型障害児入所施設については、外部評価を努力義務とすることで、自己評価では見えない視点からのサービスの質向上が期待できます。

【指定児童発達支援の例】

（指定児童発達支援の取扱方針）

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、多用な評価の手法を用いてその提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知の素案》

（6）サービスの質の評価（通所条例第26条第3項）

提供された障害福祉サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

【指定福祉型障害児入所施設の例】

(指定入所支援の取扱方針)

第20条 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、多用な評価の手法を用いてその提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

《解釈通知の素案》

(7) サービスの質の評価（入所条例第20条第3項）

提供された指定入所支援については、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて入所支援計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、利用者及び利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

【外部評価について】

現在介護保険の指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限りません。自己評価のみではなく、第三者の観点から、サービスの評価を行うよう努めてください。



7 運営規程の整備

○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害児入所施設

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故発生時の対応、身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

【指定児童発達支援の例】

（運営規程）

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第43条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手續
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決体制の整備
- (14) その他運営に関する重要な事項

（注）サービスの種類により内容が異なりますので御注意ください。

※運営規程記載例

(緊急時,事故発生時等における対応方法)

第〇〇条 従業者は、障害児に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続)

第〇〇条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第〇〇条 事業者は、障害児の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たり、当該事業所従業者又は保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）による虐待を受けたと思われる障害児を発見した場合は、速やかに、これを市町村、福祉事務所又は児童相談所に通報するものとする。

(苦情解決体制の整備)

第〇〇条 事業者は、指定児童発達支援の提供に係る障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、指定児童発達支援の提供に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第〇〇条 事業者は、指定児童発達支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

《解釈通知の素案》

(8) 運営規程（通所条例第37条）

① 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続（第11号）

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めておくこと。

② 虐待の防止のための措置に関する事項（第12号）

「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省通知）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、技術的助言がなされているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

③ 苦情解決体制の整備（第13号）

苦情解決体制の整備等施設の運営に関する事項について、運営規程に定めておくこと。



8 研修の機会確保

○基準条例

研修計画の作成、研修の実施、計画的な人材育成の規定を追加します。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害児入所施設

○条例の考え方

従業者の資質向上のために、研修計画を作成、当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また、安定した事業運営のために、計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

【指定児童発達支援の例】

(勤務体制の確保等)

第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならぬ。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

《解釈通知の素案》

(9) 研修の実施及び人材育成（通所条例第38条第3項及び第4項）

指定児童発達支援事業所の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、障害児の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

9 非常災害対策の充実

○基準条例

非常災害対策の内容を追加します。

○対象サービス（施設）

児童発達支援、児童発達支援センター、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

○条例の考え方

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うとともに、策定した具体的な計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けます。また、非常災害時には、従業者だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、近隣の自治体、地域住民、障害福祉サービス事業者等との協力体制の整備に努めること、災害時要援護者の支援を行うため、障害者等特に配慮を要する者の受入れに努めることを努力義務とします。

【指定児童発達支援の例】

（非常災害対策）

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ近隣の自治体、地域住民、指定障害児通所支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力をを行うための体制の整備に努めるものとする。

6 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

《解釈通知の素案》

(10) 非常災害対策（通所条例第40条）

国の解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

また、指定児童発達支援事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定児童発達支援事業者は、非常災害時には、当該事業所を利用する障害児に限らず、地域の障害者、高齢者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力に努めるものである。



10 協力医療機関

○基準条例

国の基準どおりとします。

○対象サービス（施設）

児童発達支援, 児童発達支援センター（医療型を除く。）

放課後等デイサービス, 福祉型障害児入所施設

○経過措置

国の基準どおりですので、特に経過措置は設けていません。

従前の児童デイサービスから移行した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においても、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておく必要があります。

【指定児童発達支援の例】

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

《国の解釈通知》

指定児童発達支援事業者は、基準第42条の規定により、協力医療機関を定めることを規定したものである。なお、指定児童発達支援事業所から近距離にあることが望ましいものであること。

【指定放課後等デイサービスの例】

(準用)

第77条 第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第69条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

(注) 放課後等デイサービスについて、第42条の規定が準用されていますので御注意ください。

11 事故発生時の適切かつ迅速な対応

○基準条例

児童福祉施設の最低基準に、事故発生時の対応について追加します。

○対象サービス（施設）

児童福祉施設

○条例の考え方

事故発生時に適切かつ迅速な対応が行われるよう、事故発生時の対応について、児童福祉施設の最低基準に規定します。なお、国の指定基準では既に規定されています。

【児童福祉施設の例】

（事故発生時の対応）

第22条 児童福祉施設は、児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

【指定児童発達支援の例】

（事故発生時の対応）

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

12 記録の保存書類の明確化、保存期間の延長

○基準条例

従業者の勤務記録、障害児支援に関する費用等の請求及び受領等の記録についても含め、保存期間を「完結の日から5年間」とします。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害児入所施設

○条例の考え方

返還請求において特に必要となる記録について、保存書類に追加します。

また、文書の保存期間の始期を「サービスを提供した日」から「完結の日」に変更します。なお、介護保険サービスでは、文書の保存期間の始期は「完結の日」とされています。

【指定福祉型障害児入所施設の例】

（勤務体制の確保等）

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならぬ。

2～3 （略）

《解釈通知の素案》

（11）勤務の体制等の記録（入所条例第35条第1項）

国の解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

（記録の整備）

第51条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）入所支援計画

（2）第15条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

（3）第32条の規定による都道府県への通知に係る記録

- (4) 第35条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (5) 第41条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (6) 第47条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第49条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関する費用等及び第17条第1項から第3項までに規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録

《解説通知の素案》

(12) 記録の整備（入所条例第51条第2項）

障害児に対する指定入所支援の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、障害児の保護者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。障害児との契約が継続している間において、当該障害児に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、障害児入所支援に関する費用等の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する障害児入所支援に関する費用等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、障害児支援に関する費用の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する障害児支援に関する費用等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、児童福祉法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

13 運営規程の変更の届出

○運営規程の変更の届出

運営規程に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、条例制定に伴う運営規程の変更に限り、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに届け出ることで足りるものとする。

14 暴力団員でない旨の届出

○暴力団員でない旨の届出

平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者は、同日における当該指定に係る施設又は事業所の役員等（管理者を含む。）である者について、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

※誓約書の様式は後日掲載する予定です。

